

(2) 北海道大学歯学部規程

(海大達第10号)  
平成7年4月1日

(趣 旨)

第1条 北海道大学歯学部（以下「本学部」という。）の教育課程等に関し必要な事項は、北海道大学通則（平成7年海大達第2号。以下「通則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 科)

第2条 本学部に、次の一学科を置く。

歯 学 科

(教育期)

第3条 歯学科の6年の教育課程を、次に掲げる教育期に区分する。

基礎教育期 第1年次第1学期から第2年次第1学期まで

専門教育期 第2年次第2学期から第4年次第2学期まで

総合教育期 第5年次第1学期から第6年次第2学期まで

(進 学)

第4条 基礎教育期に1年6月以上在学し、所定の授業科目を履修し、全学教育科目40単位以上及び専門科目9単位を修得した者を、専門教育期に進学させる。

2 専門教育期に2年6月以上在学し、所定の授業科目を履修し、専門科目90.5単位を修得した者を、総合教育期に進学させる。

(在学年限)

第5条 本学部においては、基礎教育期に3年、専門教育期に5年、総合教育期に4年を超えて在学することはできない。

(授業科目及び単位)

第6条 授業科目及び単位は、別表のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

第7条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。ただし、全学教育科目にあつては、北海道大学全学教育科目規程（平成7年海大達第3号。以下「全学教育科目規程」という。）の定めるところによる。

(1) 講義及び講習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第8条 授業科目を履修するためには、学期の始めに、履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

(他学部履修等)

第9条 他学部の授業科目（全学教育科目を除く。）は学部長及び当該学部長の許可を受けて履修することができる。

2 北海道大学国際交流科目規程（平成9年海大達第50号）に定める国際交流科目は、学部長の許可を

受けて履修することができる。

3 前2項の規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における履修等)

第10条 本学部において教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修し、又は外国の大学若しくは短期大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規程により学生が他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果については、それぞれ30単位を超えない範囲で本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第10条の2 本学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(入学前の既修得単位)

第11条 新たに本学部の第1年次に入学した者が、入学前に本学、他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条又は短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第17条に規定する課目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学若しくは短期大学において学修した成果については、入学後の本学部における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 新たに本学部の第1年次に入学した者が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第10条第2項及び前条第2項の規定により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により履修したものとみなすことのできる授業科目の範囲、第2項の規定により単位を与えることのできる学修の範囲、それらの単位の認定方法等については、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(編入学等)

第12条 本学部に通則第14条の規定により入学を志願する者又は第15条の規定により転部若しくは転入学を志願する者がある場合は、欠員のあるときに限り、教授会の議を経て、入学又は転部を許可することができる。

(休学期間)

第13条 本学部においては、基礎教育期において2年、専門教育期及び総合教育期において3年を超えて休学することはできない。

(試 験)

第14条 授業科目の試験の時期及び方法等については、本学部の教授会の定めるところによる。ただし、全学教育科目の試験については、全学教育科目規程の定めるところによる。

(成績)

第15条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

(卒業認定)

第16条 本学部において、所定の授業科目を履修し、全学教育科目40単位以上及び専門科目170.5単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

(特別聴講学生)

第17条 本学部において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の学生があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生は、学年又は学期ごとに許可する。

3 特別聴講学生に係る試験については、第14条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第18条 通則第46条の規定により入学を許可された外国人留学生は、定員外とする。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成7年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月9日海大達第15号）

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に本学に在学するもの（以下「在学者」という。）及び平成10年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月10日海大達第48号）

1 この規定は、平成10年6月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 平成10年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成10年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程第4条、第16条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月2日海大達第13号）

1 この規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成11年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成11年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月10日海大達第6号）

1 この規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成12年4月1日以降に在

学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程第4条、第16条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日海大達第39号）

1 この規定は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成13年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道大学歯学部規程第4条、第16条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年4月1日海大達第39号）

1 この規定は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第15条及び別表総合教育期の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び同年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の第4条、第10条の2、第11条第2項から第4項まで、第16条及び別表基礎教育期の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成18年3月31日に本学に在学する外国人留学生（以下この項において「在学者」という。）に係る定員及び同年4月1日以降に在学者に属する年次に入学した外国人留学生に係る定員は、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第6条関係)

基礎教育期  
全学教育科目

区分	授業科目	単位	備考	
教養科目	主題別科目	思索と言語	[2]	2科目4単位以上を修得すること。
		歴史の視座	[2]	
		芸術と文学	[2]	
		社会の認識	[2]	
		科学・技術の世界	[2]	
	総合科目	論文指導		1 主題別科目, 総合科目, 一般教育演習及び共通科目から合計14単位以上を修得すること。 2 主題別科目及び一般教育演習にそれぞれ論文指導2単位を開講する。 3 第1項の単位数には論文指導2単位以上を含むこと。
		環境と人間	[2]	
		健康と社会	[2]	
		人間と文化	[2]	
	一般教育演習	特別講義	[2]	4 インターンシップA及びインターンシップBの単位は, 卒業に必要な単位数には参入できない。
		論文指導	[2]	
	共通科目	体育学A	[1]	情報学I及び統計学を必修とする。
		体育学B	2	
		情報学I	2	
		情報学II	2	
統計学		2		
インターンシップA		2		
インターンシップB		1		
外国語科目	英語I	1	1 英語I, 英語II, 英語III及び英語IVを必修とする。	
	英語II	1		
	英語III	1		
	英語IV	1		
	ドイツ語I	2	2 英語以外の外国語を選択し, 当該外国語に係る外国語科目から, 4単位を修得すること。	
	ドイツ語II	2		
	フランス語I	2		
	フランス語II	2		
	ロシア語I	2		
	ロシア語II	2		
	中国語I	2		
	中国語II	2		

教養科目及び基礎科目から合計40単位以上を修得すること

教養科目	外国語演習	英語演習	[2]	1 英語演習2単位を必修とする。 2 前項の英語演習2単位は, 第1年次第2学期又は第2年次第1学期に履修することを原則とする。
		ドイツ語演習	[2]	
		フランス語演習	[2]	
		ロシア語演習	[2]	
		中国語演習	[2]	
		イタリア語演習	[2]	
		スペイン語演習	[2]	
		朝鮮語演習	[2]	
		ポーランド語演習	[2]	
		チェコ語演習	[2]	
基礎科目	(数学)	線形代数学I	2	2単位以上を修得すること。
		線形代数学II	2	
		微分積分学I	2	
		微分積分学II	2	
	(理科)	基礎物理学I	2	基礎物理学I, 基礎物理学II, 基礎化学I, 基礎化学II, 基礎生物学I, 基礎生物学II及び自然科学実験(2単位)を必修とし, 14単位以上を修得すること。
		基礎物理学II	2	
		基礎化学I	2	
		基礎化学II	2	
		基礎生物学I	2	
		基礎生物学II	2	
(実験系)	心理学実験	2		
	自然科学実験	[1]		
日本語科目及び日本事情に関する科目	日本語I 日本語II 日本事情	日本語I	4	1 外国人留学生を対象として開講する科目である。 2 日本語Iを必修とする。 3 日本語IIは, 日本語Iを外国語科目の英語I, 英語II, 英語III及び英語IVとして履修した場合に, 外国語演習の英語演習として履修すること。 4 日本語事情は, 教養科目(外国語科目及び外国語演習を除く)として履修することができる。
		日本語II	2	
		日本事情	2	

1. 「単位数」の欄の数字に〔 〕のつけてある授業科目は, 複数の講義題目により行われ, それぞれ一つの授業科目として履修することができる。

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	歯科学概論	2	
	基礎形態学	1	
	基礎組織学	1	
	基礎生理学	1	
	基礎薬理学	1	
	分子生物学	1	
	基礎免疫学	1	
	生物物理学	1	

専門教育期

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	解剖学・口腔解剖学	3	
	解剖学・口腔解剖学実習	2	
	組織学・口腔組織学	3	
	組織学・口腔組織学実習	2	
	生理学・口腔生理学	4.5	
	生理学・口腔生理学実習	1	
	生化学・口腔生化学	3.5	
	生化学・口腔生化学実習	1	
	微生物学・口腔微生物学	3.5	
	微生物学・口腔微生物学実習	1	
必修科目	歯科理工学	3.5	
	歯科理工学実習	1	
	病理学・口腔病理学	4	
	病理学・口腔病理学実習	2	
	薬理学・歯科薬理学	3.5	
	薬理学・歯科薬理学実習	1	
	衛生公衆衛生学・予防歯科学	3.5	
	衛生公衆衛生学・予防歯科学基礎実習	0.5	
	保存修復学	2	
	保存修復学基礎実習	2.5	
必修科目	歯周病学・歯内療法学	2.5	
	歯周病学・歯内療法学基礎実習	2.5	
	歯科矯正学	2	
	歯科矯正学基礎実習	1	
	有床義歯補綴学	2	
	有床義歯補綴学基礎実習	4	
	冠・橋義歯補綴学	2	
	冠・橋義歯補綴学基礎実習	3.5	
	口腔診断内科学	3	
	口腔顎顔面外科学	3	
必修科目	歯科放射線学	2	
	歯科放射線学基礎実習	1	
	小児歯科学	2.5	
	小児歯科学基礎実習	1	

歯科麻酔学	2.5	
食の科学	1	
全人教育演習Ⅰ	2	
全人教育実習Ⅱ	2	
高齢者歯科学	1	
障害者歯科学	1	
基本技術実習	1	

総合教育期

専門科目

区分	授業科目	単位	備考
必修科目	総合臨床基礎実習	10	
	内科学	3.5	
	外科学Ⅰ	2	
	外科学Ⅱ	0.5	
	関連臨床医学Ⅰ	1.5	
	関連臨床医学Ⅱ	1.5	
	社会歯科学	1.5	
	統合講義	4	
	臨床講義Ⅰ	1	
	臨床講義Ⅱ	1	
必修科目	臨床講義Ⅲ	2	
	研究実習Ⅰ	2.5	
	研究実習Ⅱ	2	
	予防歯科学臨床実習Ⅰ	0.5	
	予防歯科学臨床実習Ⅱ	2	
	保存修復学臨床実習Ⅰ	1	
	保存修復学臨床実習Ⅱ	4.5	
	歯周病学・歯内療法学臨床実習Ⅰ	1	
	歯周病学・歯内療法学臨床実習Ⅱ	4.5	
	有床義歯補綴学臨床実習Ⅰ	1	
必修科目	有床義歯補綴学臨床実習Ⅱ	4	
	冠・橋義歯補綴学臨床実習Ⅰ	1	
	冠・橋義歯補綴学臨床実習Ⅱ	4.5	
	口腔診断内科学臨床実習Ⅰ	1	
	口腔診断内科学臨床実習Ⅱ	2.5	
	口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅰ	1	
	口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅱ	2.5	
	歯科矯正学臨床実習Ⅰ	0.5	
	歯科矯正学臨床実習Ⅱ	1	
	小児歯科学臨床実習Ⅰ	0.5	
必修科目	小児歯科学臨床実習Ⅱ	2	
	歯科放射線学臨床実習Ⅰ	0.25	
	歯科放射線学臨床実習Ⅱ	1	
	歯科麻酔学臨床実習Ⅰ	0.25	
	歯科麻酔学臨床実習Ⅱ	1	
高次口腔医療学臨床実習	0.5		

(3) 北海道大学歯学部試験等内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道大学歯学部（以下「本学部」という。）における専門科目の試験、進級等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「試験」とは、期末試験、中間試験、追試験及び再試験をいい、それぞれの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 期末試験 履修した授業科目について、各学期末に行う試験
- 二 中間試験 履修した授業科目について、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が適且に行う試験
- 三 追試験 疾病その他止むを得ない理由により第1号に規定する期末試験を受験できなかった者に対して、当該受験できなかった授業科目について、特に行う試験
- 四 再試験 第1号に規定する期末試験を受験し、不合格となった者に対して、当該不合格となった授業科目について、改めて行う試験

(試験の方法)

第3条 試験は、筆答試験及び口答試験並びにレポート及び製作品の提出その他担当教員が適当と認める方法によって行う。

(試験の実施時期)

第4条 期末試験の実施時期は原則として、当該授業科目の履修が修了した学期末において期間を定めて行う。

2 中間試験の実施時期は、担当教員の定めるところによる。

3 追試験及び再試験の実施時期は、期末試験終了後に、期間を定めて行う。

(試験の公示)

第5条 試験の実施時期及び時間割その他の試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ公示する。

(期末試験の受験資格)

第6条 期末試験は、原則として、受験しようとする授業科目の総履修時間数の4分の3以上を履修した者でなければ、受験することができない。

(追試験及び再試験の受験願及びその許可)

第7条 追試験又は再試験を受験しようとする者は、あらかじめ、追試験については、理由書（疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。）を添えて、追試験受験願（別紙第1号様式）により、再試験については、再試験受験願（別紙第2号様式）によりそれぞれ教務係を経由して担当教員に願い出て、その許可を受けなければならない。

(試験の監督)

第8条 試験の監督は、原則として担当教員が行う。

(試験の可否の報告)

第9条 試験を行った教員は、すみやかに、その試験の可否を可否報告書（別紙第3号様式）により教務係を経由して学部長に報告しなければならない。

(試験の可否の公表)

第10条 試験の可否は、受験した授業科目を履修した学期の次の学期が始まる前に公表する。

(成績の評価及び評価の基準等)

第11条 成績は、試験の結果に基づいて評価する。ただし、担当教員が適当と認めるときには、平素の学習態度等を参考とすることができる。

- 2 前項の試験による成績の評価は、100点を満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上89点以下)、良(70点以上79点以下)、可(60点以上69点以下)及び不可(59点以下)の5種とする。
- 3 前項の成績の評価において、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

(各教育期における不可の取扱い)

第12条 基礎教育期、専門教育期及び総合教育期の各教育期において、不可と評された科目がある者は、原級に留め置く。ただし、専門教育期における不可については、「要試験」又は「要履修」と表示し、次により取り扱うものとする。

- (1) 要試験 再履修しなくても試験により単位を取得できると判断した場合で、専門教育期が終わるまでに、当該科目の試験に合格しなければならないもの。ただし、それまでに合格しなかった場合は、総合教育期に進級できない。
- (2) 要履修 再履修が必要な場合で、原級に留め置くもの。

2 専門教育期及び総合教育期においては、同一の授業科目を3度にわたって履修することはできない。ただし、休学又はその他特別な理由による長期の欠席は、履修しなかったものとして取扱う。

(成績の報告)

第13条 試験を行った担当教員は、次の学期の始まる前に、試験の成績を成績報告書(特別第4号様式)により教務係を経由して学部長に報告しなければならない。

(罰 則)

第14条 試験に関して不正行為を行った者は、北海道大学通則第31条の規定に基づき、懲戒される。

(適用除外)

第15条 第5条、第9条、第10条及び第13条の規定は、中間試験には適用しない。

(雑 則)

第16条 この内規に定めるものはか、この内規の実施に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この内規は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、昭和48年7月2日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 この内規施行の際、現に従来の規定により試験を受けるものについては、この内規による改正後の北海道大学歯学部試験内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成2年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に従来の規定により試験を受けるものについては、改正後の北海道大学歯学部試験内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 第11条第1項については、平成11年度入学者から適用し、平成11年3月31日に本学部に在学する者については、改正後の北海道大学歯学部試験内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 11条及び12条については、平成18年度入学者から適用し、平成18年3月31日に本学部に在学するものについては、改正後の北海道大学歯学部試験等内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。